令和７年度（２０２５年度）

町会・自治会・管理組合への助成

八　王　子　市

市民活動推進部 協働推進課

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

目次

交付金及び補助金の申請までの流れ・・・・・・・・P.1

書類作成の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

町会等事務交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

町会等掲示板設置事業補助金・・・・・・・・・・・P.6

町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金・・・P.１２

交付金及び補助金の申請までの流れ

はじめに

・申請予定の交付金及び補助金の該当ページをご一読ください。

申請書等の記入

・各申請書裏面の記入例を参考にしながら、申請書をご記入ください。

添付書類の準備

・申請書と併せてご提出いただく書類に不足や間違いがないかご確認ください。

申請書の提出

・提出方法は八王子市役所本庁舎7階協働推進課窓口・郵送・メールにて受付けています。

※ 市民部地域事務所では、受付をしておりません

※押印廃止に伴い、補助金の申請をメールでも受付けます。
申請データ（申請書及び添付書類が必須の場合は添付書類の電子データ）を協働推進課（b050700@city.hachioji.tokyo.jp）まで送信してください。
（誤送信にご注意ください）。

※5 月中は窓口が特に混みあいます。
できる限り郵送またはメールでのご提出にご協力願います。

※申請書類データは、八王子市ホームページよりダウンロードできます。
以下の二次元コードよりご確認ください。

書類作成の注意事項

・書類へのご記入は、消えない筆記用具で記入してください。
（消せるボールペンは使用しないでください。）

・申請書には、代表者の氏名を記入してください。
（代表者が変更になった場合は、**「町会長・自治会長・理事長等変更届」を必ずご提出ください**。）

・申請書を間違って記入した場合は、訂正する箇所に二重線を引き、訂正箇所の上に正しい事項を記入し、訂正箇所周辺の余白に申請者名（代表者名）をフルネームで署名してください。

町会等事務交付金

市や国・都など、行政からのお知らせの回覧等、行政と町会・自治会等の連携・協働に要する費用の一部を、市の予算の範囲内で補助しています。

1　交付の対象

- 行政連絡事項の周知事務
- 各種募金事務
- 各種調査事務
- その他、行政との連携に関する事務

2　交付金額について（年額）

世帯割額	（**加入世帯数**×250円）	＋	均等割額	**10,000円**

※加入世帯数は、令和７年（2025 年）５月１日現在とする。

加入世帯数とは・・

会費を収めている世帯など、『会員として認めている世帯の総数』のことをいいます。

※申請時に、「令和７年（2025 年）５月１日現在の加入世帯数」をあらためてご確認ください。

3 申請書記入の際の注意事項

・代表者の氏名等は、申請時点の情報をご記入ください。

・令和７年(2025 年)５月１日現在の世帯数が記入されているかご確認ください。

・世帯割額と交付申請額の計算が、それぞれ合っているかご確認ください。

・今年度から申請書に代表者の氏名等をデータ入力またはゴム印等で押印（記入）した場合、免許証等本人確認書類を確認させていただくことがございます。ご了承ください。

4 振込口座記入の際の注意事項

・口座名義・口座番号は、預金通帳を確認しながらご記入ください。

例

金融機関名		金融機関コード				支店名		支店コード		
●●●	(銀行)・信用金庫 農協・信用組合	0	0	0	0	◆◆	(支店) 出張所	1	1	1
預金種目	(普通)・当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義 ※カタカナ	キョウドウチョウカイ　カイチョウ　ハチオウジタロウ									

※口座名義に数字が入る団体は、算用数字かカタカナでの表示かを通帳で確認しご記入ください。

【通帳表紙面】

●●●銀行
協働町会　会長　八王子太郎

表紙をめくる

【通帳表紙の裏面】

口座番号 0123456　◆◆支店（111）
キョウドウチョウカイ カイチョウ
ハチオウジタロウ
金融コード：0000

振込先口座の内容確認のため、通帳の写し（通帳の表紙と表紙裏面（口座名義がカタカナで表記されている部分））を必ず添付してください！！

※ 記入内容が、通帳の表示と一字でも異なると、お振込みができません！

・振込口座については、町会・自治会等団体名が入っているものを使用し、個人名義の口座は使用しないようお願いいたします。

5 交付金交付までのスケジュール

月	町会・自治会等		市
5月	① **申請書を市へ提出** ※1 ※ 市民部地域事務所では受付できません	→	協働推進課
8月	町会・自治会等の代表者へ文書が送付されます。	←	② **交付決定通知書を送付**
9月末	申請書に記入された口座へ振り込みます。	←	③ **交付金交付**※2
2月末	町会・自治会等の主な活動内容について記載願います。	←	④ **活動報告書を送付**※3
3～4月	⑤ **活動報告書を市へ提出** ※ 市民部地域事務所では受付できません	→	協働推進課

※1　代表者変更等に伴い、申請期限に間に合わない場合は、事前に協働推進課までご連絡ください。

※2　口座名義の変更の予定がある場合は、口座名義の変更後に申請書をご記入いただき、ご提出願います。

※3　事業年度終了後に「町会等事務交付金活動報告書」を提出していただきます。令和8年（2026年）2月末に報告書の様式を代表者へ送付予定です。

町会等掲示板設置事業補助金

町会・自治会等で設置・管理している掲示板の工事費用の一部を市の予算の範囲内で補助をします。

《注意！！》令和７年度より申請区分・方法について変更がありますのでご確認ください！

1　補助対象について

工事区分	
新設	設置をしていない場所に新たに掲示板を設置するもの
撤去新設	既存の掲示板を取り壊し新たに設置するもの
修繕	既存の掲示板の一部を修繕し原状回復するもの
移設	既設の掲示板をほかの場所に移動して設置するもの

2　補助金額について

補助金額は、次の表のとおりとします。ただし、補助対象経費が補助基本額に満たない場合は、その額に補助率を乗じた額を補助金額とします（**千円未満切り捨て**）。

工事区分	補助基本額	補助率	補助限度額
新設、撤去新設または移設	240,000 円	3/4	180,000 円
修繕	67,000 円	3/4	50,000 円

※ 撤去新設、移設及び修繕については撤去・処分費用も含みます。

※ 補助限度額については**団体あたりの補助限度額**です。基数あたりの補助限度額ではないので、ご注意ください。

3 申請にあたって

１団体が申請できる内容に変更があります！

より多くの町会・自治会等の皆さまに本補助金を活用いただけるように、
本年度より１団体が申請できる区分や基数等に変更がありますので、
申請の際はご注意ください。

【変更①】
申請できる工事区分は、１団体あたり**１区分**です。

「新設」「撤去新設」「移設」「修繕」の中から１区分を選択してください。

【変更②】
新設、撤去新設、移設区分において、申請できる掲示板の基数は
１基です。

申請予定工事区分	申請可能基数
新設、撤去新設または移設	**１基**
修繕	制限なし **※１団体の補助限度額は 50,000 円**

【変更③】
申請額が予算の範囲を超えた場合は、抽選を行います。申請された団体様すべてに交付決定のご案内ができない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
なお、予算の範囲を超えた際の申請受付の考え方は以下のとおりです。
参考までにご覧ください。

優先順位	工事区分
1	修繕
2	撤去新設または移設
3	新設

※予算の範囲を超えた際に、区分内で抽選を行います。

4 補助金額の計算方法について

《パターン１》新設区分１基申請　工事金額が 200,000 円の場合

２００，０００　円 × ３ ／ ４ ＝ １５０，０００　円

工事金額　補助率　補助金額

《パターン２》新設区分１基申請　工事金額が 250,000 円の場合

２５０，０００　円 × ３ ／ ４ ＝ １８７，５００

１８０，０００　円

補助限度額を超えてしまうため

工事金額　補助率　補助金額

※ 撤去新設、移設区分も同様の計算方法です。

《パターン３》修繕区分２基申請　工事金額が 50,000 円の場合

５０，０００　円 × ３ ／ ４ ＝ ３７，５００

３７，０００　円

千円未満切り捨て

工事金額　補助率　補助金額

《パターン４》修繕区分２基申請　工事金額が 70,000 円の場合

７０，０００　円 × ３ ／ ４ ＝ ５２，５００

５０，０００　円

補助限度額を超えてしまうため

工事金額　補助率　補助金額

5 申請書類について

□ 「八王子市町会等掲示板設置事業補助金交付申請書」

※申請時点の代表者の記入をお願いします。

□ 設置箇所と地番を明示した案内図

※グーグルマップ等を印刷したものや手書きのものでも可

※設置場所を把握するため、〇〇町 1-1 先、△△町 10 番地付近など住所の記入をお願いします。

□ 掲示板の現状を明示した写真

※新設の場合：設置する場所の写し

※撤去新設の場合：撤去を予定している掲示板及び新設予定場所の写真

※移設の場合：現状の掲示板の写真及び移設予定場所の写真

※修繕の場合：全体と修繕する箇所の写真

□ 設計図

※業者が作成したもの、個人で手書きしたものどちらでも可

※ひな形の用紙・データをご希望の場合は、ホームページをご確認ください。

□ 見積書または材料費の内訳書

※業者が作成したものの写しまたは内訳表でも可

新設・撤去新設及び移設における土地所有者からの承諾書については、申請時に提出不要となり、事業完了時に提出いただくことになりました！

そのため、土地所有者へは、事前に申請を行うことについてご相談いただきますようお願いします。

・隣接する町会・自治会等の境界付近や区域外に掲示板を設置する場合、その区域の町会・自治会等へ。

・都営住宅または都住宅供給公社・都市再生機構が管理する住宅にお住まいの方々で構成される町会・自治会等がその区域内に掲示板を設置する場合、それぞれ都、公社、都市再生機構へ。

・市が管理する公園・道路などに掲示板を設置する場合、それぞれの担当所管へ。

それぞれ事前にご調整いただきますようお願いします。

ご不明の場合は、協働推進課にお問い合わせください。

6 申請スケジュール

月	町会・自治会等		市
５月３０日(金) 締切	※ 期限遵守・郵送必着 ① 申請書及び添付書類の提出 ※ 市民部地域事務所では受付できません	→	協働推進課
６月			予算の範囲を超えた場合、 抽選の実施
６月末	・ 交付決定した場合 ➡ 交付決定通知が届く ・ 交付見送りの場合 ➡ 別途通知が届く ※１	←	②交付決定通知書を送付
交付決定通知後	③ 工事の実施 ※２、３		
工事終了後 すみやかに	④ 書類の提出 ※4 (1)事業完了届 (2)領収証 (3)工事後の現場写真 （新設・撤去新設・移設の場合） (4)承諾書	→	協働推進課
完了届提出から ３週間後		←	⑤ 補助金交付

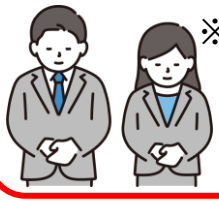

※１ 申請団体数が予算の範囲を超えた場合は、６月に抽選を実施し、結果については、６月末頃より通知する予定です。
交付見送りの通知が届いた団体につきましては、交付決定団体の事業中止により、ご案内が可能となった場合、ご連絡をすることがあります。

※２ 事業内容に変更が生じた場合（事業金額の変更・工事場所の変更・事業の中止など）はすみやかに協働推進課までご相談ください。

※３ 新設、撤去新設、移設区分で申請をした場合は、申請時に調整をした土地所有者より承諾書を取得してください。

※４ 令和 8 年（2026 年）2 月末までに全ての手続きが完了しない場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

7 Q&A

質問	回答
令和６年度の申請では、「事業者作成」と「町会作成」の区分があったが、今年度は、同様の区分があるのか。	今年度は、６ページにある工事区分のみになります。
「町会・自治会等が自ら材料を調達し、製作する」区分が廃止されたことによって、業者が行う工事のみが申請対象ですか。	引き続き町会等の皆さまで製作いただくものについても申請は可能です。ただし、補助率は一律 3/4 となります。
期限を過ぎての申請は可能ですか。	原則、期限を過ぎての申請は受け付けません。
「新設」区分と「修繕」区分でそれぞれ申請をすることは可能ですか。	「新設」区分を申請した場合、「修繕」区分の申請を行うことはできません。同様に、「修繕」区分を申請した場合、「新設」「撤去新設」「移設」区分の申請を行うことはできません。区分は、どちらか１つです。
何台まで申請することができますか。	「新設」「撤去新設」「移設」については、１基までの申請となります。 「修繕」については、台数の制限はありませんが、１ 団体あたりの補助限度額は 50,000 円です。
申請をしたら、必ず交付決定通知は届きますか。	当該年度の予算の範囲を超えた場合は、抽選により交付を受けられない可能性があります。 交付を受けられない場合については、別途通知を送付します。
申請時の見積もりと工事後（交付決定後の工事）の領収証の金額が違った場合、どうすればいいですか。	金額の変更が分かり次第、すぐに協働推進課までご連絡ください。 なお、ポイントカードを使用し、購入をした場合、その付与ポイント分（1 ポイント＝1 円）は助成対象経費から除外しますので、ご注意ください。

町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金

令和７年度から、未加入者の加入促進を目的とした事業に対する補助に加え、町会・自治会活動のデジタル化推進事業（集会所の無線 LAN などインターネット環境整備、電子回覧ツール導入）について、新たに補助を実施します。

1　補助対象となる事業

対象事業	事業の例示
加入促進事業	・未加入者に対する加入案内や加入促進物品を配布する事業 ・加入促進のぼり旗や懸垂幕等を掲示する事業 ・未加入者の加入促進取組を含むイベントや催事
新 **デジタル化推進事業**	・町会・自治会等のホームページを新規で作成する事業 ・会館（集会所）に無線ＬＡＮ設備を設置する事業 ・ＳＮＳやアプリなどの電子回覧ツールを導入する事業

加入促進事業では、どのような活動（事業）が対象になりますか？

昨年度までの事業例を一部紹介します。
①町会で加入パンフレットを作成して、町会名入りのファイル・ボールペンと一緒に未加入世帯に配布
②町会のイベントで参加賞がある抽選会を実施。未加入世帯にも周知し、抽選会の受付時に加入を案内

新規のデジタル化推進事業は、どのような補助ですか？

以下の場合に補助を実施します。
①町会のホームページを新規作成する
②インターネット環境がない町会会館にネット回線や無線 LAN 設備を整備する
③SNS やアプリなどを活用した電子回覧を初めて導入する
②と③は今年度からの新規支援となります。

2 補助金額

補　助　率　　9/10

補助上限額　　50,000 円（千円未満切り捨て）

※１団体あたりの上限額。

※加入促進事業とデジタル化推進事業の併用申請は可能。

3 補助対象経費

申請事業	補助対象経費の費目
加入促進事業	未加入者の加入促進を目的として実施する取組経費 物品購入費／印刷経費／委託料／使用料
デジタル化推進事業	ホームページ新規作成の委託料
	会館のインターネット通信回線開設経費(開設工事経費) 無線ＬＡＮ設備導入経費（ルーターなど通信機器購入経費） その他インターネット環境整備の新規導入経費
	回覧の電子化を目的とした SNS やアプリ等の新規導入経費

4 主な補助対象外経費

申請事業	補助対象外経費の主なもの
加入促進事業	・一点で５万円（税込）を超える物品の購入経費 ・加入者のみに対して配布する物品の購入経費 ・お茶、弁当、炊き出し用食材など飲食に係る経費 ・会員の人件費
デジタル化推進事業	ホームページ作成の場合 既存ページの更新、リニューアル、セキュリティ対策経費
	会館（集会所）のインターネット環境整備の場合 ・インターネット回線、無線ＬＡＮ設備の増設経費 ・プロバイダー利用料金や機器リース料などの使用料 ・電話回線またはテレビ回線分に係る経費
	電子回覧ツール導入の場合 ・導入済みのＳＮＳ、アプリケーションに係る費用 ・ＳＮＳ、アプリケーションの使用料

※上記は補助対象外経費の一部です。申請予定経費が補助対象となるかどうかは、申請時に事業内容と併せて確認します。

５ 補助条件

申請事業	補助条件
共通	・同一事業で他の補助金・交付金等を受けていないこと
加入促進事業	・未加入世帯数と事業後の加入実績数を報告すること（概算可） ・本事業終了後も使用できる物品は適切に管理し、個人の管理、所有としないこと ・管理責任者の許可や法令等に基づく届出が必要となる事業の場合、法令その他に抵触しないよう、許可申請や届出等を必ず行うこと ・加入促進を目的として配布、掲示する物品には、団体名または促進用と判断できる文言を明記すること ・申請経費がイベントの実施経費の場合 ①内容は社会通念上誰でも参加しやすいものであること ②イベント開催案内のチラシやポスター等を作成し、未加入者を含め広く周知すること ③未加入者向けの取組を取り入れること
デジタル化推進事業	ホームページ作成の場合 ホームページが未開設であること
	会館（集会所）のインターネット環境整備の場合 集会所が町会等の所有であり、市に登録があること 集会所に既存のインターネット環境がないこと
	電子回覧ツール導入の場合 電子回覧ツールを使用していないこと

6 申請手続

町会・自治会等		市
① 申請書を市へ提出 ※1 （補助の対象となるか確認） ※ 申請書の最終受付 令和７年（2025年）12月末 ※ 予算の上限に達するまで随時受け付けます	→	協働推進課
以下の書類が届きます。 (1)交付決定通知書 (2)実績報告に必要な書類 （事業完了後に提出する「実績報告書」等）	←	② 交付決定通知書等の送付
③ 事業実施 事業完了後、１か月以内に実績報告書類の提出 ＜提出書類＞ (1)実績報告書 (2)事業の支出を証明する書類（領収証等） (3)事業実施内容の詳細資料（写し） ※ 必要な提出書類は、交付決定通知書に同封するご案内をご確認ください。 事業の変更・中止が生じた場合は、協働推進課まで必ずご連絡ください。 ※ 実績報告書類の最終提出期限 令和８年(2026年)２月末	→	協働推進課
	←	④ 補助金交付

まずはご相談ください！

申請を迷われたら、まずはご相談ください。

お電話・メール・窓口いずれの方法でも可能です。

7 Q&A

質問	回答
加入促進活動と集会所の無線 LAN 工事の両方を実施しようと考えています。 併用の申請は可能ですか。併用できる場合、補助上限額は変わりますか。	**併用の申請は可能です。なお、併用であっても、補助上限額は１団体あたり５万円）です。**支出した補助対象の経費全額に対し、補助率・補助上限額が適用されます。各事業で上限５万円ではありませんのでご注意ください。
補助対象となる無線 LAN 設備・工事とは何ですか。ネット回線工事だけ（有線接続）でも対象になりますか。	会館にインターネット回線を引くための工事・設備一式（モデム・ルーター）です。無線接続を前提としているため、有線接続を前提とした工事のみの申請は認められません。
「回覧アプリ導入を考えています。申請のために回覧板をやめなければいけませんか。	**申請にあたり回覧板をやめる必要はありません。**実情に合わせてご検討ください。
市からインターネット回線工事業者や回覧アプリ業者などを紹介してもらえますか。	業者斡旋となってしまうため、特定の事業者のご紹介はできませんが、インターネットで公開されている企業の例示は可能です。
交付決定後、事業（加入促進活動等）を始めたら、申請した内容から変更がありました。	**申請内容から変更が生じた場合は協働推進課までご連絡ください。また、相談後に事業を中止する場合も、速やかにご連絡をお願いいたします。**
実績報告書類で準備するものは何ですか。	市所定の書類、領収書などの支出根拠書類、事業の詳細がわかる資料（チラシ・写真・契約書など）です。事業内容により異なりますので、交付決定時にご案内します。
会館にインターネット回線を引く場合、月額使用料や機器のリース料は補助対象外となっていますが、通信会社から回線工事と一括で使用料が請求されてしまいました。	回線工事費と一括で請求される使用料については、初期経費として補助対象とします。この場合、実績報告書提出時に、契約書類等の根拠資料を追加でご提出いただきます。詳細は、交付決定時にご案内します。

【 申請書の提出・お問い合わせ先 】

市民活動推進部　協働推進課

〒１９２－８５０１
八王子市元本郷町三丁目２４番１号

電　話　０４２－６２０－７４０１（直通）
ＦＡＸ　０４２－６２６－０２５３
メール　b050700@city.hachioji.tokyo.jp